

川西地区市政懇談会

日 時：平成29年7月18日（火）午後1時30分
会 場：黒羽・川西地区公民館



懇談テーマⅠ 安全・安心な地域社会に関するご意見

- ① 県道東小屋黒羽線は川西小学校正門下の横断歩道付近から東側が急に狭くなり、危険性を感じるので、速度制限をするか、道路を拡幅するか、何らかの対応をしていただきたい。
- ② 市道旧東野鉄道線改良の今後の見通しについて

《ご回答》

- ① 県道東小屋黒羽線と市道西崖線を結ぶバイパス整備を栃木県に要望しております。バイパスが整備されますと、住宅密集地の交通量が減り、歩行者の危険性が緩和されると期待しております。
- ② 市道南金丸桜木沢線との交差点から市道南金丸17号線との交差点までを事業区間とし防災・安全交付金事業により、通学路の整備を実施しております。今年度までに、用意買収を完了させ、平成30年度から平成32年度までの工事实施を予定しております

懇談テーマⅡ 地方創生・行財政改革に関するご意見

高齢者世帯の増加が増加しております。若い人が安心して定住できるような仕組み作りについて、市が現在実施している取組みや今後の考え方についてお聞きします。
また、市の具体的な空き家解消に向けた施策、推進の現状および今後の対策等についてお聞きします。

《ご回答》

平成27年10月に「大田原市未来創造戦略」を策定し、その戦略の中で、「大田原市

への新しい人の流れをつくる」という目標を立て、本市への移住の促進を主要施策として位置づけ、本市の知名度向上や移住・定住の促進に取り組んでいるところです。

「空家等対策の推進に関する特別措置法」が制定され、空き家等の所有者に関する必要な情報を求めることが可能となり、空き家等所有者への助言・指導が以前より容易に出来るようになりました。今年度から、倒壊の恐れがある危険度の高い空き家などに対して、専門家による詳細な調査を実施し、特定空き家として認定すると、助言・指導を行っても改善されない場合に、固定資産税の住宅用地特例の優遇措置が適用されなくなる勧告を行うなど、今までより一歩進んだ空き家対策を講じてまいります。

また、「空き家情報バンク制度」を平成26年度から実施しており、平成29年5月末現在の空き家バンク登録件数は13件で、うち8件が成約に至っており、空き家の利活用が図られているところであります。空き家対策に関する制度として「空き家改修費補助金」や「空き家利用子育て世帯家賃補助金」といった補助制度を設け、空き家の利用促進を図っているところであります。

懇談テーマⅢ その他に関するご意見

篠原地区の藤棚は、旧農地・水、現在の多面的機能支払交付金事業を活用し整備してきましたが、藤棚までの進入路が狭隘です。また現地案内板、駐車場、簡易トイレ等の周辺整備に対する支援について

《ご回答》

この共有地については、平成19年度より、農地・水・環境対策事業、平成26年度から30年度までは多面的機能支払交付金事業を活用し、藤棚や周辺の環境維持管理を行っていただいているところですが、平成31年度以降につきましても同様の制度が継続することが見込まれますので、制度が継続する際には是非ご活用いただきたいと思います。

市広報やホームページへの掲載等、藤棚の周知を図ってまいりますので、藤の開花情報等についての提供をお願いいたします。

懇談会でいただいたご意見

○旧川西中学校の利用の経過について。

《ご回答》 建築指導課と現在協議中ですが、そう遠くない時期に稼働開始となります。

○市が保有する備蓄食料品のアレルギー対策について

《ご回答》 今後、食品のアレルギー表示を確認しながら整備していきます。

○婚活マスター制度の改善について

《ご回答》 個人情報に留意しながら、那須塩原の取組み、あるいは県版の結婚支援センターなどの情報等を確認しながら、今後の取組に活かしてまいります。

○ヒカリノカフェの敷地の樹木の伐採についてお聞きしたい

《ご回答》 状況を確認し対応します。

○健康ポイント事業での大手健康機器メーカーと連携について。

《ご回答》 大手健康機器メーカーとの連携について今後検討していきたいが、まずは多くの参加者を集めて、自ら歩く、運動してもらうことが重要。その第一段階として参加者を集めているところです。

○ガン検診の見落としについて。

《ご回答》 本市の胃がん検診は、バリウム検査に血液検査を含めた胃がんハイリスク検診を合わせて行っており、精度（発見率）の高い検査を取り入れて実施しています。

○小学校のスクールバスの乗降所の見直しについて。

《ご回答》 警察と協議したうえで、路線バスの停留所を原則使用し運行しております。

○川西地区の国道のバイパスの計画について。

《ご回答》 一度バイパス案がありましたが、現時点ではそれ以上の計画の動きはございません。

○転入、転居の際の自治会未加入者への案内について

《ご回答》 パンフレットを渡すほか、窓口での説明を実施しています。

○自治会未加入者への敬老会補助金について

《ご回答》 敬老会を主催する自治会または公民館、養護老人ホームなどに対して、補助金を交付するということから、対象は自治会加入者としています。